

令和5年7月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会

玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年7月10日(月曜日) 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子 2番 江藤 徳幸 3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一 5番 小野 文隆
6番 武石 俊一(副会長) 7番 安藤 慎八(会長)

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣 2番 長尾亀世美 3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八 5番 藤原 善和 6番 (欠席)
7番 石井由美子 8番 藤本 哲朗 9番 (欠席)
10番 帆足 智己 11番 (欠席) 12番 (欠席)

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地
とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長 井村 剛秀 主幹(統括) 梅木 嘉子
主査 繁田 寿美 主査 樋口 亜衣子

<p>7. 会議の概要</p> <p>事務局長</p>	<p>お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。</p> <p>ただ今より令和5年7月定例総会を開催します。</p> <p>着席して進めさせていただきます。</p> <p>それでは、会長、あいさつをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(あいさつ)</p>
<p>事務局長</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会を進めさせていただきます。</p> <p>農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会 会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告しま す。</p> <p>次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。</p> <p>また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。</p> <p>それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長 が議長となります。</p> <p>以後の議事の進行につきましては、会長よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の議事録署名人を指名します。議事録署名人に、6番副会長、 1番委員、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はあり ませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見を願いま します。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定によ る許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説 明いたします。</p> <p>番号1、大字山田字仲峯〇〇〇〇番〇外1筆です。登記簿地目は 田で、合計面積は、838㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇さん です。土地の譲渡人は、〇〇〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲渡目 的は売買です。担当委員は、3番委員です。</p> <p>次に番号2、大字小田字原ノ瀬〇〇〇〇番外1筆です。登記簿地</p>

	<p>目は田で、合計面積は1, 288㎡です。申請者は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇さんです。譲渡目的は、贈与です。担当委員は、6番副会長です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>それでは担当委員の説明ですが、</p> <p>番号1を3番委員、番号2を6番副会長、説明をお願いします。</p>
農業委員	<p>番号1の調査結果を報告します。6月27日に、申請者の〇〇〇〇さんと、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、広域農道の〇〇交差点の付近に位置しております。ピーマン栽培を行う専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は畑で、野菜を作付けする計画です。権利の内容は所有権の移転で、譲渡人が遠方に住んでおり、農業に従事することができないという理由です。通作距離は家の前になります。経営農地はすべて耕作されており、トラクターなどがあります。農業従事者は奥さんと2人です。取得後の耕作に問題ありません。</p>
推進委員	<p>譲受人は移住してきて、ピーマンをハウスで栽培しております。現状は災害復旧工事のための土場になっておりますが、災害復旧が終わってから作付けするという事です。</p>
農業委員	<p>番号2の調査結果を報告します。7月6日、申請者の〇〇〇〇さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、大字〇〇と大字〇〇の大字境です。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんのおじにあたり、贈与です。所有権移転となります。〇〇〇〇さんも農業はしており、問題はないと思います。</p>
議長	<p>それでは、質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>

<p>議長</p>	<p>全員賛成です。第1号について原案のとおり決定します。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。</p> <p>なお、今回は、議案第2号と議案第3号で、土地の所在が隣接している箇所がありますので、議案第2号と議案第3号を併せてご説明させていただきます。議案集2ページと3ページを併せてご覧ください。</p> <p>初めに、2ページの議案第2号の番号1と3ページの議案第3号の番号1を併せて説明いたします。場所は、大字大隈字中島〇〇〇番と〇〇〇番〇の2筆です。登記簿地目は2筆とも畑で、面積は、〇〇〇番が173㎡で、〇〇〇番〇が130㎡です。</p> <p>同件は、申請者の〇〇さんが、祖母宅の自宅横に住宅を建築するために、〇〇〇番の畑を転用許可申請するもので、権利の内容は、使用貸借です。</p> <p>また、〇〇〇番の畑に隣接する〇〇〇番〇は、登記簿は畑ですが、平成12年頃から、祖母である〇〇〇〇〇さんの自宅への進入路として舗装しています。舗装した際に、地目を変更しておりませんでした。非農地の証明となる経過20年以上の要件から、進入路は非農地証明願いで申請となります。</p> <p>担当委員は、3番委員です。</p> <p>次に、2ページの議案第2号の番号2と3ページの議案第3号の番号3、4ページの番号4を併せてご説明します。スクリーンの字図をご覧ください。「道」となっている部分が、玖珠川〇〇〇にある町道〇〇線です。町道の隣接から北側、〇〇〇〇〇〇方面へ向けて該当農地があります。</p> <p>2ページの番号2の場所は、大字岩室字坂口〇〇番〇外2筆で、地目はすべて田、合計面積は、298㎡です。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の株式会社〇〇〇〇〇〇です。この農地は、〇〇〇〇が平成21年頃、町道の拡幅で進入路がなくなったため、新たに進入路及び駐車場スペースを作っていました。追認となります。</p>

議長	<p>3 ページの番号 3 番ですが、今、ご説明した場所の隣接地です。大字岩室字坂口〇〇番〇、地目は田、現況は雑種地で、面積は 3 2 m²です。この場所は、平成 9 年 2 月に転用許可を受けておりましたが、申請者が、法務局での地目変更を行っておりませんでした。非農地証明願いの申請となっております。</p> <p>4 ページをお開きください。番号 4、大字岩室字坂口〇〇番〇外 1 筆です。地目は、田で、現況は宅地と雑種地となっております。2 筆の合計面積は 2 9 4 m²です。土地の所有者は、株式会社〇〇〇〇です。3 ページの非農地証明願いと同様に、昭和 5 8 年 6 月及び平成 2 年 6 月に転用許可を受けていましたが、地目変更を行っていませんでした。今回の申請となりました。</p> <p>担当委員は、1 番委員です。</p> <p>ページが前後しますが、次に、議案集の 2 ページをお開きください。議案第 2 号の番号 3 です。場所は、大字小田字原ノ瀬〇〇〇〇番、登記簿地目は畑で、現況は宅地です。面積は 1 8 1 m²です。土地の譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲受人は、〇〇〇〇さんです。この場所は、住宅の一部として平成 2 9 年頃から転用しています。追認ですが、同箇所は、数年前、〇〇さんが、土砂を入れるにあたり、農業委員会の方に転用を相談した経緯があったことを現地確認の際に、確認いたしました。その際に、申請手続きまで至らなかったため、今回の申請となります。担当委員は、6 番副会長です。</p> <p>次に、3 ページをご覧ください。議案第 3 号の番号 2、大字古後字専道〇〇〇〇番〇外 1 筆で、地目は登記簿が畑、現況は山林です。土地の所有者は、〇〇の〇〇〇〇さんです。県道の拡幅工事により、畑の対部分が道路となり、残った畑が川沿いの急傾斜となり、耕作しにくい状態で、山林として 2 0 年以上経過しております。また、もう 1 筆は耕作条件が悪く、山林として 5 0 年以上経過しております。担当委員は、5 番委員です。</p> <p>以上で、議案第 2 号と議案第 3 号を併せてご説明いたしました。</p> <p>事務局の説明のとおり、議案第 2 号と議案第 3 号非農地証明願いで場所が同じ案件がありますので、担当委員の説明についても合わせて説明をお願いします。</p> <p>そのため、担当委員の説明と質疑は、議案第 2 号と議案第 3 号を合わせて行い、承認についてはそれぞれ行います。</p>
----	--

<p>農業委員</p>	<p>それでは担当委員の説明ですが、議案第2号の番号1と議案第3号の番号1を3番委員、議案第2号の番号2と議案第3号の番号3・4を1番委員、議案第2号の番号3を6番副会長、議案第3号の番号2を5番委員、説明をお願いします。</p> <p>5条申請の番号1を説明します。7月4日に、申請者の代理人の行政書士と推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、〇〇〇〇〇の裏側になります。現況は畑です。周囲には農地や宅地があります。隣接農地の同意も得ており、隣接農地への影響のない計画です。権利の内容は使用貸借権の設定です。祖母と孫の間柄です。転用内容は一般住宅です。許可日から令和6年3月までに完了する計画です。土砂の流出等はありません。農地法の違反もありません。</p> <p>非農地証明の番号1の説明をします。場所は〇〇〇〇〇の裏で、20年以上道路の状態になっています。農地に戻るのが困難ということでの非農地証明願いの申請となっています。</p>
<p>推進委員</p>	<p>転用のほうですが、ハウスで野菜を作っていました。孫が家を建てるということで、既存の家の横に建てるという計画です。道路についてですが、圃場整備事業を行ったときに、家に入る道を農道を拡張して作ったということです。</p>
<p>農業委員</p>	<p>5条申請の番号2と、非農地証明願いの番号3、4の調査結果を報告します。7月6日、申請者の〇〇さん、〇〇さん、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、町道〇〇線沿いにあり、現況は雑種地になっております。平成21年頃、地目変更ができなかったため、始末書を提出しております。以上で報告を終わります。</p>
<p>推進委員</p>	<p>売買は早くから取り交わしていたようですが、地目変更ができていなかったということでの申請のようでした。</p>
<p>農業委員</p>	<p>5条許可申請の番号3の報告をします。先ほどの3条の申請地と同じ場所になります。平成29年頃より宅地として利用しており、行政には相談はしたそうですが、そのままになっていたそうです。</p>

農業委員	<p>非農地証明願いの番号2の調査結果を報告します。7月4日に、申請者の〇〇さんと、推進委員と現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、古後の〇〇で、隣は〇〇市の〇〇になります。現況は、1筆は田んぼから山に登りかけた、畑をしていただろうというところで、竹などが生えています。もう1筆は県道沿いで、昔は道が狭かったということですが、道に土地を取られて狭くなり、川沿いの斜面となっており、竹が生えていました。</p>
議長	<p>それでは、議案第2号と第3号について、質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
事務局	<p>(農地区分、許可基準についての補足)</p>
議長	<p>無いようでしたら採決します。 まず、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成でございます。議案第2号について原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付します。 続きまして、議案第3号、非農地証明願いについて、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成でございます。原案のとおり許可し、証明書を交付します。 次に、議案第4号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>別冊の議案第4号の最後のページをご覧ください。利用権の設定です。 新規の設定です。</p>

	<p>3年未満が1件で、面積7,461㎡です。 3年から5年の合計件数が2件で、合計面積1,492㎡です。 6年から9年が1件で、1,388㎡です。 10年以上の合計件数が9件で、合計面積は、38,436㎡です。</p> <p>以上、合計件数13件、合計面積48,777㎡です。</p>
議長	<p>質疑はありますか。</p>
議長	<p>無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される方は挙手をお願いします。</p>
農業委員	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。議案第2号については、原案どおり承認します。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 引き続き、報告事項等について事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第1号、200㎡未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届出が1件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第2号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出（相続による所有権の移転）が5件提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第3号、農地法第18条合意解約通知書が8件提出されております。詳細は、ご一読ください。</p>
議長	<p>何か質疑はありませんか。</p>
議長	<p>無ければ、協議・連絡事項について事務局説明をお願いします。</p> <p>(省略)</p>
議長	<p>その他、委員から何かありましたらお願いします。</p>
議長	<p>それでは以上をもちまして玖珠町農業委員会7月定例総会を閉</p>

会します。